

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

伊藤妙子



多様な働き方と 労務管理の難しさ

86

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「テレワーク」という言葉が浸透し、大企業・中小企業のテレワーク普及率は2回目の緊急事態宣言時(2021年3月)には、38.4%になりました(総務省ホームページ)。テレワークの歴史を紐解くと、1980年代半ば、米国で普及していた勤務形態を参考に、テレワークを導入する企業が現れました。

バブル期には地価高騰により、企業がオフィスを構えることで維持費がかかる、また優秀な人材を確保する手段として、通勤時間がかからないテレワークをアピールし、大企業を中心に普及したと言われています。その後、インフラが整備されつつも、パソコンでの仕事やインターネットは今日のように一般的とは言えず、大幅な普及には至りませんでした。その後、2006年当時の安倍

政権がテレワーク人口の増倍を掲げたことで再注目され、さらにはワークライフバランスの実現に向けて、企業側も積極的に取り入れるようになりました。

今では生産性向上の手段のひとつとも言えるテレワーク。導入する場合には、就業規則に一定のルールを定め、公平な運用をしなければなりません。テレワークのみを対象とする法律はありません。そのため、自社のルールを制定するためには、企業規模、業種、業務内容を検討し、労働基準法等の現行法の範囲内で制度設計をする必要があります。

まず前提として、テレワークは勤務場所の決定の問題であるため、必ずしも就業規則に個別の根拠規定を定めるまでは必要ありません。ただし、トラブル回避のためにも「テレワークを命じることがある」旨の規定を記載の上、運用す

ることが望ましいです。なぜ自分だけテレワークの対象とならないのか、という不満が生じるため、明確な要件を記載することが困難だとしても、職種、育児・介護の状況、勤続年数等を考慮して、対象を定めます。次に、既存の就業規則とは別に、始業時刻、終業時刻、休憩時間、休暇を変更する場

合や、テレワーク勤務者を対象とする点、新規採用時。就労の開始時からテレワークを行わせる場合には、雇用契約書に就業場所として、必ずテレワークを行う場所を明示しなければなりません(労働基準法第15条)。希望者以外の従業員をテレワークに従事



してもらう場合、または新型コロナウイルス感染症対策のため、新入社員に在宅勤務を命じる可能性がある場合を踏まえると、前述の通り、雇用契約書に明記しておく方が望ましいと言えます。

した変形労働時間制やフレックスタイム制を導入する場合は、追加が必要です。多くはパソコン等を使用するため、通信手当、テレワーク手当等支給するのか、あるいは通信費を負担させるのか、をあらかじめ明記しておきましょう。さらに、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務はそれぞれ性質が異なるため、就業規則も分けて作成

することが実態に即したものとなりません。さて、ここで問題となるのは、個別の同意が必要かどうか、という点です。法律上、既存の社員に対して同意書等は不要です。なお、業務上の必要性が認められない場合に、テレワークに従事する業務命令をした場合は、その業務命令は権利濫用として無効です。留意

点は、新規採用時。就労の開始時からテレワークを行わせる場合には、雇用契約書に就業場所として、必ずテレワークを行う場所を明示しなければなりません(労働基準法第15条)。希望者以外の従業員をテレワークに従事してもらう場合、または新型コロナウイルス感染症対策のため、新入社員に在宅勤務を命じる可能性がある場合を踏まえると、前述の通り、雇用契約書に明記しておく方が望ましいと言えます。

多種多様な人材の雇用ができ、ペーパーレス化・通勤費や設備費などのコスト削減ができ、ミライコノナの時代、テレワーク導入企業はワークライフバランスの観点からも企業イメージが良いでしょう。一方で勤怠管理の難しさや、コミュニケーション不足によりチームワークの低下や仕事と家庭のオン・オフができず、メンタルの問題にも及ぶことがデメリット課題として残っています。課題を抱えつつも、環境庁は地方創出を推進遊休施設等の有効活用を狙いとした「ワーケーション事業」を支援しています。テレワークの一歩先の働き方と言えるでしょうか。企業における認知度は7割を超えており、休暇型、研修型、会議型、福利厚生型など利用の仕方が選択できるワーケーションは新しいワークスタイルとして、導入・検討する企業も増えそうです。テレワーク同様に労務管理の難しさは課題として残るものの、勤怠管理もデジタル化が進んでいます。働く場所、働くスタイルがさらに多様化することで、企業と従業員のルールブックである就業規則の周知徹底を図ることが重要です。

(いとう労務経営事務所所長、特定社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)

イラスト・伊藤香澄